

学校感染症(学校保健安全法施行規則第十八条「学校において予防すべき感染症」と出席停止の基準(同規則第十九条)

2019.2

分類	病名	出席停止の基準	
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう(天然痘) 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9)	治癒するまで	
第二種	インフルエンザ	発症後 5日を経過し、かつ、解熱後 2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後 3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後 2日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により医師が感染の恐れがないと認めるまで	
その他の感染症 (第三種の感染症として扱う場合もあるものの例) ※	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられるもののため、左記の基準はめやすである。
	ウィルス性肝炎	A型・E型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要	
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
	伝染性紅斑	発疹(リンゴ病)のみで全身状態が良ければ登校可能	
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可	
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能	
	感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能	
<p>※「その他の感染症」は、学校で通常みられないような重大な流行が起こった場合に、学校医の意見に基づいて学校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められています。上記の記載は代表的な例です。症状は個人差があるため、出席停止可否や基準は受診した病院の医師の指示に従ってください。上記以外の疾患など、詳細については、「学校において予防すべき感染症の解説」(日本学校保健会)等を参照してください。</p>			

参考:「学校において予防すべき感染症の解説」

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/data/199/src/H290100.pdf

インフルエンザの発熱期間と出席開始可能日の目安

	発症日	発症後5日					発症後5日を経過				
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
発熱期間	1日間 発症 → 解熱	平熱	平熱	平熱	平熱	平熱	登校OK				
	2日間 発症	解熱	平熱	平熱	平熱	平熱	登校OK				
	3日間 発症	発熱	解熱	平熱	平熱	平熱	登校OK				
	4日間 発症	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校OK				
	5日間 発症	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校OK			
	6日間 発症	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校OK		
	7日間 発症	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	平熱	登校OK	
	8日間 発症	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	平熱	登校OK

出席停止期間

発症後5日間(発症日を0日とする)かつ、解熱後2日間(解熱日は含まない)を経過するまで。

1日のうちで、発熱と解熱がともにあった場合は、発熱期間とします。